

# 国別障害関連情報 タジキスタン共和国

独立行政法人  
国際協力機構（JICA）

令和3年2月  
（2021年2月）

株式会社国際開発センター  
株式会社コーエイリサーチ&コンサルティング

人間
JR
21-005

本調査は、JICA が株式会社国際開発センター及び株式会社コーエイリサーチ&コンサルティングに委託し、実施した。本調査の内容は2020年11月から2021年2月にかけて日本国内において実施した文献・オンライン調査と該当国関係者からオンラインで回答を得た質問票の分析等に基づくものであり、データ類の信憑性について JICA は責任を負わないものとする。

国別障害関連情報  
タジキスタン共和国  
目次

1. 基礎指標 .....	1
1-1. 基礎指標 .....	1
1-2. 障害に関する指標.....	2
2. 障害関連政策 .....	4
2-1. 障害関連行政制度.....	4
2-2. 障害関連法律の詳細.....	5
2-3. CRPD 批准による対応状況 .....	8
2-4. 障害関連施策の状況.....	8
2-5. 地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発(CBR/CBID)の状況 .....	13
2-6. 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況.....	13
2-7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響.....	14
3. 障害関連団体の活動概況.....	16
3-1. 障害当事者団体の活動概要.....	16
3-2. 障害者支援団体の活動概要.....	16
4. 参考資料 .....	17

略語表

CBID	Community-based Inclusive Development	地域に根ざしたインクルーシブ開発
CBR	Community-based Rehabilitation	地域に根ざしたリハビリテーション
CEDOW	Convention on the Elimination of all Forms of Discrimination against Women	国連女子差別撤廃条約
CRPD	Convention on the Rights of Persons with Disabilities	国連障害者権利条約
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
NGO	Non-Governmental Organization	非政府組織
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
UNICEF	United Nations Children's Fund	国連児童基金
UPR	Universal Periodic Review	普遍的定期審査
WHO	World Health Organization	世界保健機関

## 1. 基礎指標

### 1-1. 基礎指標<sup>1</sup>

一人当たり GDP	870.79 米ドル	2019 年
-----------	------------	--------

### セクター別政府支出

保健医療（対 GDP 比）	7.23%	2017 年
教育（対 GDP 比）	5.20%	2015 年
社会福祉（対 GDP 比）	0.77%	2018 年

### 人口

総人口	9,321,018 人	2019 年
男性人口比率	50.40%	
女性人口比率	49.60%	
都市人口比率	27.31%	
農村人口比率	72.69%	
平均余命（全体）	70.88 歳	2019 年
男性	68.73 歳	
女性	73.18 歳	

### 保健医療

栄養不足蔓延率	N/A	
新生児死亡率（1,000 人当たり）	15 人	2019 年

### 教育

教育制度		
初等教育年数	4 年	
義務教育年数	9 年	
成人識字率（全体）	99.80%	2014 年
男性	99.82%	
女性	99.70%	

<sup>1</sup> 世界銀行（<https://data.worldbank.org/indicator>（参照 2020-12-08））に基づく。

就学率		
初等教育（総就学率） <sup>2</sup>		2017年
全体	100.86%	
男子	101.42%	
女子	100.27%	
中等教育（純就学率） <sup>3</sup>		2013年
全体	88.50%	
男子	92.98%	
女子	83.81%	
高等教育（純就学率） <sup>4</sup>		2017年
全体	31.26%	
男子	35.47%	
女子	26.85%	

#### 雇用

失業率（全体）	11.0%	2016年
男性	11.7%	
女性	9.9%	

### 1-2. 障害に関する指標

#### 1-2-1. 障害の定義

タジキスタン共和国（以下、「タジキスタン」）における障害者社会保護に関する法律では、障害者とは、「身体機能障害、複雑な病気、外傷、身体的・知的障害により健康が損なわれ、日常生活での作業に制限があり、社会的な支援を必要とする人」と定義している。

タジキスタン国民年金に関する法律では、労働する能力の損失程度に応じて、障害者を以下の3グループに分類している<sup>5</sup>。

障害グループ1	労働能力の損失程度が最も大きい障害者を指す。
障害グループ2	重度の機能障害を持ち、労働能力を完全に損失した障害者を指す。身の回りのことを自分で行う能力はあり、他人の介護や監督を必要としない。
障害グループ3	労働能力の一部を損失した障害者を指す。これらの障害者は働くことが可能である。

<sup>2</sup> 7～10歳

<sup>3</sup> 11～17歳

<sup>4</sup> 18～22歳

<sup>5</sup> JICA（2002）『国別障害関連情報：タジキスタン共和国』の訳を基に記載。

### 1-2-2. 障害に関する統計整備状況<sup>6</sup>

タジキスタン政府統計局の統計では、大人は医療社会認定機関（Government Service of Medico-Social Examination）、子どもは医師相談委員会（Doctor’s Consultation Commission）にて障害（invalid）と認定され、登録された障害者数のみが数えられている。これらの機関による障害の認定手続きは煩雑であり、また、障害者登録をしたことによって得られる福祉サービスについて十分な周知がされていないため、多くの障害者は登録を行っていない。2年に一度の更新手続きでは、再度障害の認定手順を踏まなければならない、費用面とこれらの機関へのアクセス面が障害となり、障害者の登録数は実態を反映しているとは言えない。その他の統計においても障害者に関する正確な情報はなく、タジキスタン政府に対し、障害者に関する網羅的な統計の実施について、さまざまな国際機関や市民社会から要求がなされている。

2010年に人口・居住調査（Population and Housing Census）が、2012年、2017年に人口保健調査（Demographic and Health Survey）がそれぞれ実施されたが、いずれも障害に関する項目は含まれていない。2020年の人口・居住調査については、2020年12月時点で調査項目は公開されていない。

### 1-2-3. その他統計<sup>7</sup>

障害者数	171,447 人（人口の約 2.2%）	2012 年
（障害者として認定登録された数）	161,341 人（人口の約 2.1%）	2010 年
	142,091 人（人口の約 2.0%）	2007 年
	126,727 人（人口の約 1.9%）	2005 年
	106,407 人（人口の約 1.7%）	2000 年

2012年の障害者数はいくつかの報告書にて、タジキスタン政府の公式数値として記載されていることが確認できるが、その出典は保健・社会保護省と統計局から提出されたものとされており、公開されている数値ではない<sup>8</sup>。州や市民社会団体が集計しているデータも存在しているが、その全てに差異が生じている。障害種別や性別、地域別、原因別の統計データも国レベルで管理し、公開しているデータはないことが報告されている。なお、国際協力機構（Japan International Cooperation Agency。以下、「JICA」）（2002）『国別障害関連情報：タジキスタン共和国』に記載されているこれらの統計は、当時障害者関連の活動を行っていた非政府組織（Non-Governmental Organization。以下、「NGO」）によって、いくつかのデータソースを集計、分析して作成されたものであり、その後同様の分析を行った報告書は確認できていない。

<sup>6</sup> Nota Bene Public Foundation et al. (2018) Persons with Disabilities in Tajikistan: pushed to the margins を基に記載。

<sup>7</sup> WHO (2015) Situational Analysis: State of Rehabilitation in Tajikistan を基に記載。

<sup>8</sup> 障害者登録を行った者には保健・社会保護省よりデータ入手が可能との記載がある。

## 2. 障害関連政策

### 2-1. 障害関連行政制度<sup>9</sup>

タジキスタン政府は 2011 年に障害者の社会保護に関する中心的役割を担う調整会議 (Coordination Council) を設置したが、本会議が担う一貫したアプローチを示す国家戦略文書はなく、役割や責任を示す行動計画も作成されておらず、具体的な活動実績はない。2014 年、保健・社会保護省の中で社会保護機関 (State Agency for Social Protection) が社会保護局から独立し、事実上、分野横断的に障害者の社会保護に関する調整を行う責任機関となっている。

#### 【中央政府行政】

##### 障害関連担当機関

表 タジキスタンの障害関連担当機関

No.	機関名	概要
1	保健・社会保護省 (Ministry of Health and Social Protection)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 母子医療・家族計画局と医薬品局：保健医療を管轄</li> <li>・ 社会保護局：福祉サービスを管轄</li> <li>・ 社会保護機関：障害関連の責任局として主に以下を担う               <ul style="list-style-type: none"> <li>- 社会保護政策の実施（高齢者、障害者、その他社会的弱者を含む）</li> <li>- 関係機関の社会保護に関する行動計画の調整</li> <li>- リハビリテーションサービスの実施、義肢装具提供</li> <li>- 社会サービスや医療サービスの提供、文化イベントの実施</li> <li>- 社会保護に関する各関係機関の実施状況の監視</li> </ul> </li> </ul>
2	教育・労働省 (Ministry of Education and Labor)	特別支援教育、インクルーシブ教育に関する政策策定と実施 障害者の雇用に関する法律の整理と実施
3	財務省 (Ministry of Finance)	障害関連省庁や機関、障害関連プログラムの資金調達・分配 州財務機関への資金分配

出所：各省ホームページ及び WHO (2015) Situational Analysis: State of Rehabilitation in Tajikistan を基に調査チームが作成

#### 【地方政府行政】

タジキスタンは 3 つの州と 1 つの自治州からなる。さらに首都のドゥシャンベ市は州と同じ行政的位置づけで直轄市となっている。州はさらに郡に分けられ、全 59 の郡が存在する。州レベルでは、州社会保護機関が、市や郡レベルでは、市／郡社会保護機関が地方行政の障害関連を担っている。

<sup>9</sup> WHO (2015) Situational Analysis: State of Rehabilitation in Tajikistan を基に記載。



## 2-2. 障害関連法律の詳細<sup>10</sup>

障害者の社会保障についてタジキスタン国憲法（1994年制定、2003年改正）に明記されており、第34条では母親と子どもは国家による特別な保護を受ける権利があり、孤児や障害児（invalid children）の保護や教育は国家が保障するとしている。また、第39条では、高齢者、障害者、親を亡くした子どものための社会保障が強調されている<sup>11</sup>。タジキスタンの障害関連法律として、以下に示す法律がある。

法律名	社会サービス法（The Law on Social Services）
施行年	2008年
概要	生活が困難な状況にある児童・青少年、妊婦、高齢者、障害者に対して社会福祉サービスの提供を優先することを規定している。また、サービスへの権利、情報へのアクセス、同意や拒否、情報の秘密保持などが保障されている。 この法律では、入所施設にいる障害児を含む人々の権利についても規定されている。教育や保健サービスについても言及している。

この法律では、社会サービスと教育・保健サービスの具体的な連携の仕組みについては言及されていない。また、全体的な調整と実施の責任機関を特定しておらず、実施計画や監視メカニズムも記載されていない。

法律名	障害者社会保護法（The Law on Social Protection of Persons with Disabilities）
施行年	1991年制定、2010年改正
概要	タジキスタンにおける障害者関連の主要な法律として制定され、以下の内容を含む。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療社会評価</li> <li>・障害者の社会福祉</li> <li>・障害者の建築物へのアクセス</li> <li>・教育へのアクセス（自宅教育を含む）</li> <li>・職業訓練</li> <li>・障害者の交通機関の利用</li> <li>・障害者ケア施設における教育と研修</li> <li>・手話</li> <li>・雇用へのアクセス</li> </ul>

この法律では、実施や監視、資金調達を行う責任機関や実施までの具体的な施策や手順を記していない。このため、政府としての宣言のような位置づけとなっており、法律としての効力については実態を伴っていない。

<sup>10</sup> 同上

<sup>11</sup> タジキスタン共和国憲法（<https://wipolex.wipo.int/en/legislation/details/10268>（参照 2020-12-14））

法律名	国民年金支給法 (The Law on the Provision of Pensions for Citizens)
施行年	1993 年制定、2012 年改正
概要	労働年金や社会年金を支給することで、老後の生活維持の権利を保障する。年金受給者の社会保障を最低限の生活水準で保障する。 障害年金は、業務上の負傷や病気、一般的な病気（業務外での負傷や先天的な障害を含む）、兵役中に発症した病気等により、機能の全部または一部が失われた場合に支給される。

国連人権理事会による普遍的定期審査 (Universal Periodic Review。以下、「UPR」) における 2016 年のタジキスタン政府審査報告では、現行のさまざまな法律について、国際基準に準じた法改正に向けた分析や調査等の準備が進められていることが繰り返し述べられている。障害関連法律についても、国際機関や市民社会から、差別撤廃法を始め、障害者の定義や権利の保障について国際基準に準じた法律の整備を行うことが急務である旨、指摘されている。特に、知的・精神的障害者の選挙権や被選挙権が認められていない現法令について、直ちに撤廃することが、多数の非政府組織から求められている<sup>1213</sup>。

その他、障害者の社会保護に関連する主な法律として以下が定められている。

2009 年 在宅社会支援規則：障害者の在宅サービス提供について

2010 年 国民の苦情法：障害者の苦情と対処のメカニズム

2013 年 保健法：保健サービス提供について

#### 障害者政策<sup>14</sup>

2019 年 10 月 18 日にドゥシャンベフォーラムが開催され、タジキスタン政府は障害問題に取り組む新たな方針と決意を宣言した。この宣言は 2017 年～2020 年の国家障害者リハビリテーションプログラムのフォローアップの第一歩であり、2030 年までにタジキスタン政府が障害分野を優先事項とする決意を表明したものである<sup>15</sup>。

これまでの主な政策は以下のとおり。

政策名	保健保護国家戦略 (National Strategy on Health Protection)
施行年	2010 年～2020 年
概要	保健医療サービスへの平等なアクセス及び可能な限り個人のニーズやリスクに応えたサービス提供を保障する。障害者やリハビリテーションについての特記はない。

<sup>12</sup> International Disability Alliance, Submission to the Human Rights Committee on the right to vote of persons with disabilities in Tajikistan, 108<sup>th</sup> session

<sup>13</sup> <https://www.osce.org/files/f/documents/9/9/453243.pdf> (参照 2020-12-17)

<sup>14</sup> WHO (2015) Situational Analysis: State of Rehabilitation in Tajikistan 及び Government of Tajikistan (2017) Voluntary National Review を基に記載。

<sup>15</sup> WHO (<https://www.euro.who.int/en/countries/tajikistan/news/news/2019/11/dushanbe-forum-unites-against-disability-inequalities-in-tajikistan#:~:text=The%20Dushanbe%20Declaration%3A%20commitment%20to,people%20with%20disabilities%20in%20Tajikistan.>) (参照 2020-12-17) を基に記載。

政策名	障害児インクルーシブ教育国家コンセプト (National Concept for Inclusive Education for Children with Special Needs)
施行年	2011年～2015年
概要	教育システムの改正により、すべての教育レベルにおいて特別な支援を必要とする障害児の教育へのアクセスを保障するための政策。性別、経済状況、民族、人種、地域による違いに関わらず平等に教育にアクセスすることを保障する。 普通学校でのインクルーシブ教育の実施、寄宿学校における教育、自宅教育の実施について基本方針を述べている。

政策名	教育開発国家戦略 (National Strategy on the Development of Education)
施行年	2012年～2030年
概要	インクルーシブ教育の設置計画をより具体的に示した戦略。

政策名	包摂的社会における障害者のより良い保健に関するコンセプトペーパー (Concept Paper for Better Health for Persons with Disabilities in the Inclusive Society 2014-2019)
施行年	2014年～2019年
概要	障害者とその家族が可能な限り健康な生活を享受できることを理念とし、以下の目的を示した。 ・医療サービスやプログラムへのアクセスに関する障壁を取り除く ・リハビリテーションサービスを強化し、広げる ・障害に関するデータ収集を支援し、多角的な分析を行う

政策名	2030年までの国家開発戦略 (National Development Strategy for the period up to 2030)
施行年	2015年
概要	持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals。以下、「SDGs」) に沿った長期的な国家開発戦略であり、各分野の施策の多くは SDGs の指標に準じている。障害者の包摂についても言及している。

政策名	障害者のリハビリテーション国家プログラム (National Program on the Rehabilitation of Invalids 2017-2020)
施行年	2017年～2020年
概要	障害者の医療的・社会的リハビリテーションへのアクセスを保障する。ニーズに応じた個別のリハビリテーションについては言及されていない。

これらの政策や戦略計画は存在するものの、実施計画や監視計画は存在せず、例えば「障害者のリハビリテーション国家プログラム」の実施欄は「国際的資金援助不足のため保留」と書かれている。一方で、各省庁やNGOの努力も見られ、作業部会が政策の実施やUPR

にて提言された行動計画の実施に向けた活動を行っている<sup>16</sup>。

### 2-3. CRPD 批准による対応状況

2018年3月22日タジキスタン政府は国連障害者権利条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities。以下、「CRPD」）に署名した。しかしながら、国内法の整備が進んでおらず、条約の批准には至っていない。部局間作業部会を設置し、法制の調査や改正の可能性の検討、スティグマの克服を目的とした啓発キャンペーンの実施、国際基準に沿った新しい障害の定義基準の採用等を検討している<sup>17</sup>。これには、国連児童基金（United Nations Children's Fund。以下、「UNICEF」）や世界保健機構（World Health Organization。以下、「WHO」）等の国際機関も支援を行っており、国際社会からも早急な法整備が求められている。

### 2-4. 障害関連施策の状況

#### ① リハビリテーションを含む医療サービス<sup>18</sup>

障害者への医療サービスは無料で提供されている。しかし、このサービスの恩恵を受けることができるのは、医療施設へのアクセスが比較的確保されている都市部の障害者だけであり、農村部の障害者は医療施設へのアクセスが非常に限られているため、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの恩恵を受けることができないケースが多い。また、財務省の予算は保健・社会保護省を通して高レベルの治療を行う拠点病院に分配される割合が高く、プライマリ・ヘルス・ケアを担う施設には予算が行き届いていない。このため、十分な医療サービスを受けるためには都市部への移動が不可欠となり、障害者の医療施設へのアクセスを妨げている。また、専門的な医療や支援機器を受けるためには、障害者としての認定・登録が必須となっている。登録されていれば、これらのサービスも無料で受けることができる。

タジキスタンの医療従事者は旧ソビエト連邦の教育方針の影響を強く受けている。国際機関やNGOの活動により、徐々に変化しているものの、例えばタジキスタンで定義されるリハビリテーションは、マッサージ、電気刺激、パラフィン熱療法の3つを指す場合が多く、これらはリハビリテーションセンターにて提供されている。個別の身体的・社会的ニーズに対応するリハビリテーションの提供は医療従事者の研修や情報へのアクセスの問題から課題となっている。

感覚的・知的・精神障害については、リハビリテーションの概念が乏しく、サービスは非常に限られている。言語・聴覚障害の支援機器は、公共医療施設で提供できる場所は数施設しかなく、国際機関やNGO、私立施設にて提供される支援機器を使用するケースが多い。外科的治療は多くの場合、富裕層が海外（ロシアやイラン）で受けることがあるが、その他の障害者にとっては選択肢とならない。言語障害については、機能回復に焦点が当てられ、

<sup>16</sup> WHO (2015) Situational Analysis: State of Rehabilitation in Tajikistan

<sup>17</sup> UN Human Rights Council (2016) National Report

<sup>18</sup> WHO (2015) Situational Analysis: State of Rehabilitation in Tajikistan を基に記載。

代替コミュニケーション手段の検討はほとんどなされない。他方、視覚障害については首都に限らず多くの都市で眼科医や外科的治療へのアクセスが比較的可能である。眼鏡以外の支援機器については、高額であり、国際機関の支援に依存している。

医療従事者の障害に対するスティグマは依然強く、また、障害に対する十分な理解（障害の原因やそれが引き起こす健康問題）が乏しいことが指摘されている。また、医療施設での待ち時間は長く、移動も多く、障害者が一人でサービスを受けることは難しい状況である。

## ② 教育<sup>19</sup>

タジキスタンでは、旧ソビエト連邦から寄宿学校制度を継続しており、孤児を中心とした貧困層の子どもや特別支援が必要な子どもの教育へのアクセスを確保している。2016年時点で76の寄宿学校があり、2016年までに1万1,389名の生徒がこれらの学校で教育を受け、内1,569名は障害児であると報告されている。教育・労働省は、聴覚障害児の寄宿学校を3校、視覚障害児のための学校を4校、知的障害児のための学校を4校、ポリオ・骨髄炎の子どもたちのための寄宿学校を管轄している。

2013年の教育法の改正により、インクルーシブ教育の定義が盛り込まれ、公立学校における障害のある子どもの教育へのアクセスが法律上保障された。公立学校では試験的にインクルーシブ教育の導入に着手したが、インクルーシブ教育のための教材やプログラムが不足しており、また、教員の能力強化も充分に行われていないため、大都市部を中心とした限定的な実施となっている。ほとんどの公立学校には、インクルーシブ教育に関する研修を受けた教員はおらず、心理士、社会福祉士、セラピスト等の職種や特別なニーズに対応するための施設設備が不十分な状態である。

NGOの報告によれば、就学先の決定に関して多くの場合、障害児が公立学校に入学するには親が執拗な努力をしなければならない。仮に入学できても、子どものニーズに合わせた支援を受けることは難しい。また多くの場合、他の生徒、保護者、教員から偏見の目が向けられることも課題となっている。

寄宿学校や特別支援学校に入らず、通常学校に通わない場合には、自宅教育制度が適用される。しかしながら、他の教育機関と同様に自宅教育を行う教員数の不足や、教員の知識レベルの課題が報告されている。結果として、教育を一切受けない障害児が大多数であることが、障害者団体からの情報や障害児の親たちへのインタビューにより明らかにされている。

## ③ ジェンダーと障害<sup>20</sup>

タジキスタンの障害者女性連盟「参加」(League of Women with Disabilities “Ishtirok”)が国連女子差別撤廃条約(Convention on the Elimination of all Forms of Discrimination against Women, 以下、「CEDAW」)に関して提出したシャドウレポートによれば、以下について懸念が示されており、障害のある女性の複合的な差別について、政策文書にて十分な言及と措置がなさ

<sup>19</sup> UN Human Rights Council (2016) National Report を基に記載。

<sup>20</sup> International Alert (2020) Intersection of disabilities and violence against women and girls in Tajikistan

れているとは言えない。

- ・ 障害のある女性の多くが男性の2~3倍以上の差別を受けており、その多くが貧困に陥っている。さらに、障害のある女性の多くは識字率が低く、障害のある男性よりも雇用率が低い。
- ・ タジキスタンの男女平等や障害者の社会保護に関する法律では、ジェンダーに関する言及が少ない。障害のある男女それぞれの要件について十分な分析がなされていない。
- ・ タジキスタンの法律は家庭における女性の役割の固定観念を反映しており、家族や障害のある子どもの世話をするうえで、CEDAW が求めるような、男女平等の役割を示していない。

障害のある女性はリプロダクティブ・ヘルスや家族計画に関する情報アクセスが限られている。また、障害のある女性のうち遺伝のリスクが疑われる場合、検査や他の診断方法を試すことなく医師から中絶を進められるケース等が報告されており、医療従事者のステイグマへの対応の遅れも、障害のある女性に対する差別につながっている。

#### ④ 訓練・雇用、就労支援<sup>21</sup>

障害者社会保護法では、20人以上の従業員を雇用する事業所は、全体の5%以上の人数の障害者を雇用しなければならないとしている。この条件を満たす事業所は、納税条件に優遇制度が適用される。積極的な障害者雇用について法令に定められている一方で、市民社会から指摘されるように、障害者雇用割当てについて雇用主に十分に周知されておらず、この制度を利用して雇用された障害者は非常に少ない<sup>22</sup>。また、雇用主の間では、障害者が労働力として持つ潜在能力についての理解に乏しく、障害者の雇用について慈善活動と捉える固定観念が根深く残っている。結果として、障害者年金を受給している者は、それが唯一の収入源となっているケースが大多数である。首都では、自営業を営む障害者も確認されているが、年金は起業資金にはならず、起業機会は非常に限られている。

2015年時点で確認されている障害者を対象とした3年制の職業訓練施設は国内に2施設（ドゥシャンベ市、ルシオン郡）のみである。この2施設では、靴製作、裁縫、無線整備、経理、コンピューターの5分野の教育を提供している。卒業生は各分野で就職するか、大学に進学する者もいる。

障害者の就職先は限られており、障害者団体が主な就職先となる場合も多い。例えば、盲人協会はさまざまな障害程度の視覚障害者を雇用して活動を行っている。また、ろう協会でも聴覚障害者を雇用し、手話講師の育成を行ったり聴覚障害のある子どもの手話教育を行ったりしている。

#### ⑤ 社会保障を含む障害者への社会サービス<sup>23</sup>

<sup>21</sup> Nota Bene Public Foundation et al. (2018) Persons with Disabilities in Tajikistan: pushed to the margins を基に記載。

<sup>22</sup> UN Human Rights Council (2016) National Report

<sup>23</sup> WHO (2015) Situational Analysis: State of Rehabilitation in Tajikistan を基に記載。

年金は高齢者、障害者、遺族（稼ぎ手を失った者）、特別受給者（退役軍人、チェルノブイリ事故被災者、オリンピック選手等）に支給される。2018年9月時点、障害者は認定された障害グループによって108～270ソモニ／月<sup>24</sup>の手当が支給される。なお、タジキスタンの平均月収は1,426ソモニ／月程度である<sup>25</sup>。タジキスタン政府は、障害者年金支給額を定期的に増額する努力を続けており、2007年は20ソモニ／月、2010年は80ソモニ／月、2012年は104ソモニ／月と増額している。しかしながら、予算は十分に確保されておらず、生活費のほか、障害によってかかる追加費用を補うまでの増額は困難な状況である。また、1-2-2で述べたように、障害者として認定を受け、登録するまでの手続きの煩雑さから、多くの障害者が障害者登録をしておらず、年金を受給していない。障害者登録を促す一方で、予算確保の問題が生じている。

障害者社会保護法によれば、障害者はガス、水、電気の使用料が減免される。また、公共交通費も無料であるが、年額400ソモニ／世帯が支給されはじめ、これらの減免措置は徐々に年額の支給に置き換えられている。

## ⑥ バリアフリーなまちづくり、防災計画における障害関連の取り組み

### ・バリアフリー<sup>26</sup>

障害者の社会保護法では、社会インフラ（住宅、公共・商業ビル、スポーツ施設、余暇施設、文化・教育施設、その他施設や公共機関）へのアクセス、電車や飛行機、都市間バス、あらゆる種類の交通機関、通信、情報のへのアクセスを可能にすることが記載されている。また、アクセシビリティに配慮していない建築物やサービスの新設を禁じており、その建築物の所有者やサービスの提供者が、障害者のアクセシビリティを確保するために必要な費用を負担しなければならないとしている。

2014年に採択された「建築物のアクセシビリティと移動に制限のある集団への適応」と題された都市計画規則や、2017年の同規則改訂版でも、障害者のアクセシビリティを確保するための要件が盛り込まれている。同規則では、障害者のアクセシビリティを確保するために、行政委員会がすべての都市、交通、またはレクリエーションにおける建築物プロジェクトを審査しなければならないと規定している。しかしながら、タジキスタンの大多数の建物（病院、産院、リプロダクティブ・ヘルスセンター、学校、その他の教育施設をはじめ、障害者が社会保障の申請をしたり、障害の程度を判定したりする行政の重要な機関を含む）においてアクセシビリティが確保されていないのが現状である。

近年、身体障害者のためのアクセシビリティに関して、首都ドゥシャンベや近隣市町で、いくつかの改善措置がとられている。しかしながら、設置したスロープの中には、急すぎる、狭すぎる、滑りやすい、手すりがない等の理由で使用できず、アクセシビリティ整備に関する基準の徹底が充分に行われていない報告もある。

<sup>24</sup> 約1,260円～3,160円（2018年9月OANDAレート）

<sup>25</sup> 約16,800円 <https://tradingeconomics.com/tajikistan/wages>（参照2020-12-16）

<sup>26</sup> Nota Bene Public Foundation et al. (2018) Persons with Disabilities in Tajikistan: pushed to the margins を基に記載。

ドゥシャンベの公共交通機関（バス）は、身体障害者にも利用可能となってきた。しかし、大都市以外では公共交通機関がなく、また、民間の交通サービスはアクセシビリティへの配慮を行っていない。加えて、宿泊施設のほとんどは盲人や視覚障害者への配慮が行われておらず、音声信号、縁石ブロックのカットや点字の標識等も設置されていない。

・情報アクセシビリティ<sup>27</sup>

障害者とその家族の情報アクセシビリティに関して整備が十分であるとは言えない。特に、障害者の権利や社会サービス、その他支援の提供についての情報が、障害者やその家族に届いていないことが問題となっている。具体的には、感覚障害や知的障害など、特定の障害のためのリプロダクティブ・ヘルスや教育方法の選択肢等、重要な分野の情報が不足している。障害者社会保護法では、手話を言語として認めている一方、州単位では言語として認めていない。また、資格のある手話教員や手話通訳士の深刻な不足が問題となっている。手話通訳付きのテレビ番組はひとつだけで、ニュース番組では政府のチャンネルが1日1回30分放送されるのみである。

・防災<sup>28</sup>

タジキスタンは中央アジアの中でも地震や土砂災害が多いことで知られており、人口の大多数が土砂災害のリスクが高い山岳地に住んでいる。2010年～2015年までの「災害リスクマネジメント戦略」の中では女性、高齢者、障害者等社会的脆弱者層に関する措置について触れられていなかったことが指摘された。「自然災害減災のための国家戦略 2019年～2030年」では、死者数の軽減を主眼として仙台防災枠組みに沿った対策を行うとしており、災害時における脆弱性の評価について、性別、年齢別、障害別のデータベースを作成して災害への備えとすることが記載されている。

⑦ 障害と開発分野の国際協力実績

<p>日本政府</p>	<p><b>【研修員受け入れ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 課題別研修：中央アジア地域 障害者のメインストリーミング及びエンパワメント促進</li> <li>・ 青年研修：中央アジア・コーカサス混成／障害者支援制度コース</li> </ul> <p><b>【草の根技術協力事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 難民を助ける会<sup>29</sup> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 2011年作業療法士派遣、障害者団体である障害者連盟を支援</li> <li>- 2012年障害者のためのリハビリテーション改善事業</li> <li>- 2014年障害児の就学環境の改善を目指したインクルーシブ教育事業（首都ドゥシャンベ、ヒッサール市）</li> <li>- 2020年職業訓練を通じた障害への理解促進事業</li> </ul> </li> <li>・ 草の根文化無償資金協力                     <ul style="list-style-type: none"> <li>- 2016年障害者スポーツ選手用トレーニング機材整備計画</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【ボランティア事業】</b></p>
-------------	--

<sup>27</sup> Nota Bene Public Foundation et al. (2018) Persons with Disabilities in Tajikistan: pushed to the margins を基に記載。

<sup>28</sup> 国連防災機関 (<https://www.undrr.org/news/tajikistan-puts-sendai-heart-development> (参照 2020-12-14)) を基に記載。

<sup>29</sup> 難民を助ける会 ([https://www.aarjapan.gr.jp/activity/report/2019/1217\\_2882.html](https://www.aarjapan.gr.jp/activity/report/2019/1217_2882.html) (参照 2020-12-14)) を基に記載。



<p>他ドナー</p>	<p>青年海外協力隊（理学療法士）</p> <p><b>【ICRC】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1998 年～2008 年義肢装具センターの支援</li> <li>・ 2009 年～2013 年身体リハビリテーションの支援、機材供与</li> <li>・ 2013 年～2017 年義肢装具士、理学療法士育成を通じた義肢装具センターの支援</li> <li>・ 2019 年～2021 年国家リハビリテーション計画に沿った専門職の給与体系構築等</li> </ul> <p><b>【OSCE (Organization for Security and Co-operation in Europe)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者支援活動、啓発活動を中心に活動を行っている。</li> <li>・ 2019 年「インクルーシブ模擬裁判研修 (The Inclusive Moot Court Training)」と題する 障害者の人権に関するワークショップ開催</li> </ul> <p><b>【Save the Children】</b></p> <p>1994 年よりタジキスタンの地方部を対象に医療へのアクセス（特に口腔病のケア）、食料確保、教育へのアクセス等を中心に活動を行っている。</p> <p><b>【UNICEF】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2010 年地域に根ざしたリハビリテーション (Community Based-Rehabilitation。以下、「CBR」) の導入を開始した。以降、継続的に支援している。</li> <li>・ 2018 年全国障害者包摂運動にて、障害や差別撤廃に関する啓発活動や障害についての正確なデータ収集方法と監視方法強化を行った。</li> </ul> <p><b>【UNFPA】</b></p> <p>2017 年～2022 年人口・居住調査 (2020 年) 実施のための資金、技術支援を行っている。</p> <p><b>【WHO】</b></p> <p>首都デュシャンベ市にオフィスを構え、障害分野ではリハビリテーションプログラムを中心に活動を行っている。</p>
-------------	--

## 2-5. 地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発 (CBR/CBID) の状況<sup>30</sup>

タジキスタンでは 2010 年から CBR が正式に導入された。4 つの国際 NGO (Caritas Germany、Humanity & Inclusion (旧 Handicap International)、Mission East、Operation Mercy) と 3 つの国内 NGO (Manbai Mehr、Gamkhori、Mahbuba) が中心となって CBR プロジェクトを推進している。啓発活動、ソーシャルワーカーや保健ボランティアによる在宅リハビリテーションの実施、支援機器の申請、地域の能力強化、インクルーシブ教育、障害者のエンパワメント、地域の中でのコミュニケーション等、団体によって多岐にわたる活動が実施されている。しかしながら、資金は国際 NGO に依存しており、活動の持続可能性は担保されていない。地方行政機関と協力して CBR 活動を推進し、国家戦略計画の中に CBR が組み込まれるような活動の展開の必要性が報告されている。

## 2-6. 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用

<sup>30</sup> WHO (2015) Situational Analysis: State of Rehabilitation in Tajikistan を基に記載。

## する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況

タジキスタンは2019年2月27日にマラケシュ条約を批准した。しかしながら、具体的な国内法の整備について報告がない<sup>31</sup>。公認機関はタジキスタン国立図書館であり、2020年にアクセシブル書籍連合体、グローバル・ブック・サービスへの参加意志を表明している。視覚障害者のための本や教材の数は非常に限られており、図書館等の公共機関は点字の出版物の購入を義務付けられてはいない。

### 2-7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響<sup>32</sup>

タジキスタンにおいては、2020年4月に国内の新型コロナウイルス感染者が正式に発表され、2021年1月26日時点で感染者累計は13,308人であり、90人が死亡している<sup>33</sup>。近隣諸国（ウズベキスタン、キルギス、ロシア、中国、スイス、米国等）やさまざまな国際機関（世界銀行、アジア開発銀行、UNICEF、WHO等）から个人防护具や体温計、食料などの救援物資や資金が提供され、各側面で緊急支援が行われている。

- ・ 水際対策の強化
- ・ 動画による新型コロナウイルスの人体への影響や感染予防策の配信
- ・ 社会的脆弱者層への現金給付
- ・ 医療従事者への給与増額
- ・ 新型コロナウイルスに係る検査、治療、入院受け入れ病院や感染者受け入れホテルに対する税金の免除
- ・ 遠隔教育の実施

しかしながら、コロナ禍がタジキスタンの障害者に与える影響については著しく情報が不足しており、本調査で得られた情報はきわめて限られている。

#### ① 各国政府が実施したコロナウイルス対策における障害者への合理的配慮<sup>34</sup>

世界銀行が行った「タジキスタンコロナ緊急プロジェクト」では、500ソモニ（約4,600円）を3歳以下の子どもがいる経済的に困窮した世帯に支給した。経済的に困窮した世帯には障害がある3歳以下の子どもがいる世帯も含まれている。

#### ② 障害者が保健サービスを受ける権利に対するコロナ禍の影響<sup>35</sup>

2020年5月に世界銀行が行った調査によれば、約78%の世帯がコロナ禍で家族の健康を守ることに不安を感じていると答えた。5月に医療サービスを必要とした28%の世帯のうち、17.5%の世帯が医療サービスにアクセスできなかったと答えている。障害者のいる世帯や障害者個人の医療サービスへのアクセス状況に関する情報は入手できない。

<sup>31</sup> World Intellectual Property Organization の報告より。

<sup>32</sup> <https://www.flandersinvestmentandtrade.com/export/nieuws/corona-virus-situation-tajikistan>（参照 2021-01-27）

<sup>33</sup> <https://graphics.reuters.com/world-coronavirus-tracker-and-maps/ja/countries-and-territories/tajikistan/>（参照 2021-01-27）

<sup>34</sup> 世界銀行（<https://www.worldbank.org/en/news/feature/2020/11/20/tajikistan-protecting-childrens-health-during-covid-19>（参照 2020-12-25））を基に記載。

<sup>35</sup> 世界銀行（<https://www.worldbank.org/en/news/factsheet/2020/07/13/economic-and-social-impacts-of-covid-19-update-from-listening-to-tajikistan>（参照 2020-12-25））を基に記載。

### ③ 障害者が教育を受ける権利に対するコロナ禍の影響<sup>36</sup>

タジキスタン政府は、UNICEF やヨーロッパ連合の技術的支援や資金援助を受けながら、タジキスタンの児童・生徒がコロナ禍でも遠隔教育を受けられる機会を保障する取り組みを行っている。インターネットにアクセスがない世帯が多いため、遠隔教育はビデオ教材をテレビ放映することを基本に行われている。これらのビデオ教材作成にあたっては、障害のある児童・生徒への配慮が充分に行われるように UNICEF が指導を行っている。具体的には手話通訳を追加すること、インクルーシブな幼児発達についての情報を取り入れること、障害のある児童・生徒に適した内容のビデオ教材を作成すること等である。

### ④ 障害者の移動に対するコロナ禍の影響

障害者の移動に対するコロナ禍の影響については、今回のオンライン文献調査やアンケート調査では確認できなかった。

### ⑤ 障害者の就労に対するコロナ禍の影響<sup>37</sup>

コロナ禍において、社会全体で就労に影響が出ている。2020年5月に世界銀行が行った調査によれば、63%以上の世帯が労働条件に影響が出ていると答え、求人情報は同年1月に比べ、70%以上減少している。また、生活費を海外からの仕送りに依存する世帯も多く、同調査では61%の世帯が仕送り金額の減少を報告している。障害者のいる世帯を含め、就労に対するコロナ禍の影響は広い世帯に及んでいる。

### ⑥ 障害者への情報保障に対するコロナ禍の影響

障害者への情報保障に対するコロナ禍の影響については、今回のオンライン文献調査やアンケート調査では確認できなかった。

<sup>36</sup> UNICEF (<https://www.unicef.org/eca/stories/building-inclusive-tajikistan-despite-challenges-posed-covid-19> (参照 2020-12-25)) を基に記載。

<sup>37</sup> 世界銀行 (<https://www.worldbank.org/en/news/factsheet/2020/07/13/economic-and-social-impacts-of-covid-19-update-from-listening-to-tajikistan> (参照 2020-12-25)) を基に記載。

### 3. 障害関連団体の活動概況

#### 3-1. 障害当事者団体の活動概要

タジキスタンの主な障害者関連団体は以下のとおり。

団体名	概要
ドゥシャンベ障害者協会「機会」 (Society of Disabled People in Dushanbe “Imkonyat”)	1989年の設立以来、多くの国際機関の支援を受けながら活動を続けている。約7,000人の障害者が会員登録をしている。CRPD批准に向けたロビー活動やフォーラム開催、差別撤廃に向けた啓発活動、インクルーシブ教育、カウンセリング等活動範囲は多岐に渡る。
障害者女性連盟「参加」 (League of Women with Disabilities “Ishtirok”)	障害のある女性の性と生殖に関する健康を始めとする多くの活動を行う非政府組織。政府組織や市民社会団体とも協同して多く活動を行っている。CEDAWに関するシャドウレポートの執筆等も行っている。
タジキスタン全国盲人協会 (National Association of the Blind of Tajikistan)	世界盲人連盟加盟団体であり、タジキスタンの盲人団体を束ねている。
全国ろう協会 (National Union of Deaf People)	聴覚障害者の雇用機会を創出し、手話講師の育成や聴覚障害のある子どもへの手話教育を行っている。

#### 3-2. 障害者支援団体の活動概要

団体名	概要
人権と法の支配機関 (Bureau of Human Rights and Rule of Law)	CEDAWに関するシャドウレポートを提出している。障害のある女性に関する記載も多く、障害者の人権に関する活動も行っている。
ノータ・ベネ公益財団 (Nota Bene Public Foundation)	タジキスタン国内で法律と人権の分析を行うシンクタンクとして最初の財団。2009年の設立以降、行政や市民社会、国際組織の注目を得ている。CEDAWに関するシャドウレポートを提出し、障害のある女性に関する分析や報告も行っている。
国際人権協力 (International Partnership for Human Rights)	ベルギーを拠点とする非政府組織であり、人権に関するアドボカシー活動を中心に行っている。タジキスタンのCEDAWに関するシャドウレポート執筆を支援し、同国の障害のある女性に関する分析や報告も行っている。

#### 4. 参考資料

- Bakhtiya Mukhammadieva (2002) *Children and Disability in Tajikistan*
- Government of Tajikistan (2017) *Demographic and Health Survey*
- Government of Tajikistan (2017) *Voluntary National Review: Improving Living Standards through Mainstreaming of Sustainable Development Goals into the National Development Policy in Tajikistan*
- International Alert (2020) *Intersection of disabilities and violence against women and girls in Tajikistan*
- International Disability Alliance, *IDA submission to the Human Rights Committee on the right to vote of persons with disabilities in Tajikistan, 108<sup>th</sup> session*
- MoveAbility (2018) *Disability Rehabilitation Inclusion*
- Nota Bene Public Foundation et al. (2018) *Persons with disabilities in Tajikistan: pushed to the margins*
- Office for Democratic Institutions and Human Rights (2020) *Election Assessment Mission Final Report*
- Organization for Economic Co-operation and Development (2009) *Kazakhstan, Kyrgyz Republic and Tajikistan 2009: Students with Special Needs and Those with Disabilities*
- Satish Mishra et al. “Disability and rehabilitation in Tajikistan: development of a multisectoral national programme to leave no one behind.” *Public Health Panorama*, vol. 4 issue 2 (June 2018): 202-209.
- UN Human Rights Council (2016) *National report submitted in accordance with paragraph 5 of annex to Human Rights Council resolution 16/21: Tajikistan (A/HRC/WG.6/25/TJK/1)*
- World Health Organization Regional Office for Europe (2015) *Situational Analysis: State of rehabilitation in Tajikistan*
- World Intellectual Property Organization (2020) *Marrakesh Treaty to Facilitate Access to Published Works for Persons Who Are Blind, Visually Impaired or Otherwise Print Disabled (MVT) (MVT/A/5/INF/1)*

JICA (2002) 『国別障害関連情報：タジキスタン共和国』

<ウェブ情報>

内閣府 (2013-2019) 『障害者白書』 <https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/index-w.html> (参照 2020-12-16)

JICA (2017) 『すべての人々が恩恵を受ける世界を目指して「障害と開発」への取り組み』 [https://www.jica.go.jp/publication/pamph/ku57pq00002iqnxw-tt/disability\\_and\\_development.pdf](https://www.jica.go.jp/publication/pamph/ku57pq00002iqnxw-tt/disability_and_development.pdf) (参照 2020-12-16)